

広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体事務処理要領

令和5年4月1日制定
令和7年6月1日一部改正
令和7年7月1日一部改正
令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱及び広島県水道広域連合企業団地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する特定共同企業体の資格審査等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の指定)

- 第2条 対象工事の指定は、各課の指定業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経ることを要する。ただし、広島県水道広域連合企業団地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する対象工事のうち、広島県水道広域連合企業団事務委任規程により予定価格の決定が地方機関の長に委任されている工事にあつては、企業長が特に認めた後に、当該地方機関の指名業者等選考委員会の審査を経ることとする。
- 2 当該工事を主管する課長（以下「主管課長」という。）は、対象工事の指定理由等を記入した工事概要書（別記様式第1号）により、選考委員会に付議しなければならない。
 - 3 対象工事の指定に関する具体的事務手続等は、各課の指名業者等選考事務取扱の例による。

(説明)

第3条 主管課長は、特定共同企業体の結成について、次の各号に掲げる事項を別記様式第2号の説明書により説明するものとする。

- (1) 工事の概要等（工事名、工事場所、予定工期、工事概要）
- (2) 特定共同企業体の名称
- (3) 特定共同企業体の構成に係る事項（構成員と組合せ、出資比率等、代表者要件）
- (4) 特定企業体の資格審査を受けるために必要な書類の提出に係る事項（提出すべき一式書類の内容、提出部数、提出先、受付期間）
- (5) その他主管課長が必要と認める事項

2 前項の説明は、当該工事が地方機関の発注に係るものであるときは、当該地方機関の

長（以下「発注機関の長」という。）と共同で行うものとする。

（資格審査等）

第4条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、別記様式第3号の資格審査申請書及び次の各号の添付書類（以下「資格審査申請書等」と総称する。）の正本1部及び副本2部を発注機関の長を経由して、企業長に提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第4-1号（甲型）又は第4-2号（乙型））の写し
- (2) 委任状（権限を支店長等に委任する場合に添付。別記様式第5号）
- (3) 委任状（別記様式第6号）
- (4) 技術習得（計画・報告）書

（B格付業者が構成員として特定共同企業体の資格認定を受けようとする場合に添付。広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱別記様式）

- 2 資格審査申請書等の提出期限等については、対象工事の入札公告中にこれを記載するものとする。
- 3 主管課長は、広島県水道広域連合企業団技術管理課長（以下「技術管理課長」という。）に対し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査依頼書（別記様式第8号）に当該資格審査申請書等の正本を添付して、その資格審査を依頼するものとする。
- 4 技術管理課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに資格審査を行う。審査の結果適格と判断されたものについては、特定共同企業体として資格を有するものとして、企業長が認定するものとする。
- 5 技術管理課長は、認定結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記様式第9号）により当該主管課長に通知し、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第10号）を当該主管課長を経由して当該特定共同企業体の代表者に交付するものとする。
- 6 広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱第8条第2号ただし書の規定の適用について、発注機関において疑義が生じた場合は、技術管理課に問い合わせること。

（認定の有効期間）

第5条 前条の認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効なものとする。

- 2 特定共同企業体の認定の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事につき、広島県水道広域連合企業団と請負契約を締結した特定共同企業体については、認定の日から発注者が当該共同企業体の解散を承認した日までとする。
- (2) 対象工事の請負契約の相手方とならなかった特定共同企業体については、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

(受注後の手続き)

第6条 発注機関の長は、対象工事を受注した特定共同企業体に当該工事に係る共同企業体運営委員会を設置させ、次の事項に係る文書を速やかに提出させなければならない。

- (1) 共同企業体編成表（別記様式第11号）
- (2) 諸規程
- (3) 技術者等の名簿（別記様式第12号）
- (4) その他発注機関の長が必要と認める事項

2 発注機関の長は、第1項の規定により提出された文書を審査の上、適正かつ円滑な共同施工等に支障があると認めるときは、下請負人あるいは技術者の変更、諸規程等の訂正等を求めるなど適切に指導しなければならない。

3 発注機関の長又はその委任を受けた職員は、工事期間中、適正かつ円滑な共同施工等が行われていないと認めるときは、当該特定共同企業体に対し、速やかに是正するよう指示するものとする。

4 発注機関の長は、当該特定共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を技術管理課長に報告するものとする。

5 本庁発注工事にあつては、発注機関の長が行うべきこととされている第1項及び第2項の事項は、主管課長が企業長の名において行うものとし、第3項中「発注機関の長」とあるのは「企業長」と、第4項中「発注機関の長」とあるのは「主管課長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特定共同企業体に対する契約上の相手方等)

第7条 請負代金の支払その他の請負契約に基づいて発注者が請負人に対して行うべきこととされている行為は、特定共同企業体の代表者に対して行う。

2 前項の取扱いで足りるようになるため、特定共同企業の代表者以外の構成員には次の事項を代表者に委任させるようにする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、建設工事入札参加資格等審査会の意見を聞いて、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 3 令和7年7月1日改正については、令和7年7月1日以降に公告する工事から適用する。

(経過措置)

- 4 この要領の施行の際現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。
- 5 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。
- 6 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道 広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が発注する建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 7 前項の規定において、構成団体の契約規則、財務規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 令和8年4月1日改正については、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。

特定建設工事共同企業体の指定工事概要書

審査番号					
主管課名				発注機関名	
路線・河川名等				概算設計額	約 億円
対象工事	種類	要綱第5条第1項該当工事（典型工事）・同条第2項該当工事・同条第3項該当工事			工事種別
	発注工事名				
工事場所					
予定工期		契約締結日の翌日から 令和 年 月 日 まで		日間	入札予定年月日 令和 年 月 日
工事概要					
対象工事に 指定する理由	技術的難度				
	工法				
	その他				
構成員数	組合せ	最小出資比率			
社構成		%以上			

- (注) 1 対象工事の種類は、該当しないものを抹消すること。
- 2 工事種別は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の種類を記載すること。
- 3 組合せは、格付業者同士の場合のみ記載すること。（例 A・A・A、A・A・B、A・A又はA・B）

別記様式第2号（第3条関係）

特定建設工事共同企業体の結成説明書

〇〇〇〇工事を共同請負（共同施工方式／分担施工方式／共同施工方式と分担施工方式の併用（該当するものを記載））により実施します。

この工事の入札に参加を希望する者は、次の事項により共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を提出してください。

1 入札方式

一般競争入札

2 工事の概要

別紙のとおり

3 共同企業体の名称

□△・〇〇特定建設工事共同企業体

4 結成要件

別紙のとおり

5 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式）に次の書類を添付して提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式）写し
- ② 委任状（権限を支店長等に委任する場合に添付。別記様式）
- ③ 委任状（別記様式）
- ④ 技術修得（計画・報告）書

（B格付業者が構成員として特定共同企業体の資格認定を受けようとする場合に添付。広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱別記様式）

※ただし、広島県水道広域連合企業団地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定するB格付業者を構成員とする特定共同企業体の資格認定を受けようとする場合は、④の技術修得（計画・報告）書の添付は不要。

(2) 提出部数

正本 1部、副本 2部

(3) 提出期限

令和 年 月 日

(4) 提出先

〇〇課〇〇グループ

6 その他

- (1) 入札書や特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等に記載する名称は、3の共同企業体の名称を使用すること。誤りがある場合は、その者の入札を無効とする。
- (2) 法令等に抵触する行為を行っていない誓約書は、構成員ごとに作成すること。
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書については、袋とじの形に作成し、提出すること。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

申請者 共同企業体の名称

代表者 所在地

商号

代表者名

構成員 所在地

商号

代表者名

構成員 所在地

商号

代表者名

この度、貴企業団発注の〇〇〇〇工事（工事場所〇〇〇〇）の入札に参加するため、構成員の連帯責任により共同施工等を行う共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 広島県水道広域連合企業団（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇建設株式会社内）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

- 2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- (3) 当企業体に関する財産を管理する権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第

8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 広島県水道広域連合企業団（以下「発注者」という。）の発注に係る〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇建設株式会社内）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- (3) 当企業体に関する財産を管理する権限

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 第2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 第3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協議書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
〇〇土木工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

別記様式第5号（第4条関係）

委 任 状

私は、広島県水道広域連合企業団が発注する〇〇〇〇工事において、〇〇建設株式会社
〇〇支店長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体の結成に関する一切の件
- 2 見積り、入札に関する一切の件
- 3 前項に関する復代理人の選任の件
- 4 工事請負契約の締結及び履行に関する件
- 5 工事請負代金の請求及び受領の件
- 6 特定建設工事共同企業体に関する財産の管理の件

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

委任者 所在地
商号
代表者 印

受任者 所在地
商号
支店長名 印

別記様式第6号（第4条関係）

委 任 状

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

委任者	共同企業体の名称		
	構成員	所在地	
		商号	
		代表者名	印
	構成員	所在地	
		商号	
		代表者名	印

私は、次の者を代理人と定め、貴企業団発注の次の工事の入札、契約及び復代理人の選任に関する一切の権限を委任します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 受任者

共同企業体の名称
代表者 所在地
商号
代表者

印

別記様式第8号（第4条関係）

令和 年 月 日

技 術 管 理 課 長 様
（工事グループ）

（ 主 管 課 長 ）
（担当グループ名）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査について（依頼）

〇〇〇〇工事に係る特定建設工事共同企業体が別紙のとおり結成され、別添のとおり入札参加資格審査申請書が提出されたので、審査してください。

別記様式第9号（第4条関係）

令和 年 月 日

（主 管 課 長） 様

技 術 管 理 課 長
（工事グループ）

特定建設工事共同企業体入札参加資格の認定について（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のこのことについては、別紙のとおり認定しました。
については、別添認定通知書を特定建設工事共同企業体の代表者に送付してください。

特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

令和 年 月 日

共同企業体の名称

（共同企業体の代表者）様

広島県水道広域連合企業団 企業長
〒730-0011 広島市中区基町10-52
技術管理課

令和 年 月 日付けで申請のこのことについては、次のとおり認定しました。
なお、当該申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発注機関に変更届を提出してください。

1 認定した資格

工事の種別

格付等級

2 認定の有効期間

(1) 対象工事につき、広島県水道広域連合企業団と請負契約を締結した共同企業体については、認定した日から当該共同企業体の解散を発注者が承認した日まで

(2) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体については、当該工事の請負契約が締結された日まで

3 認定の無効等

(1) 認定の有効期間内に認定した工事の種別につき、共同企業体の代表者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第3項並びに第29条及び第29条の2の規定によって建設業の許可の効力を失ったときは、1の資格は無効とする。

(2) 次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、1の資格を取り消し又は変更することがある。

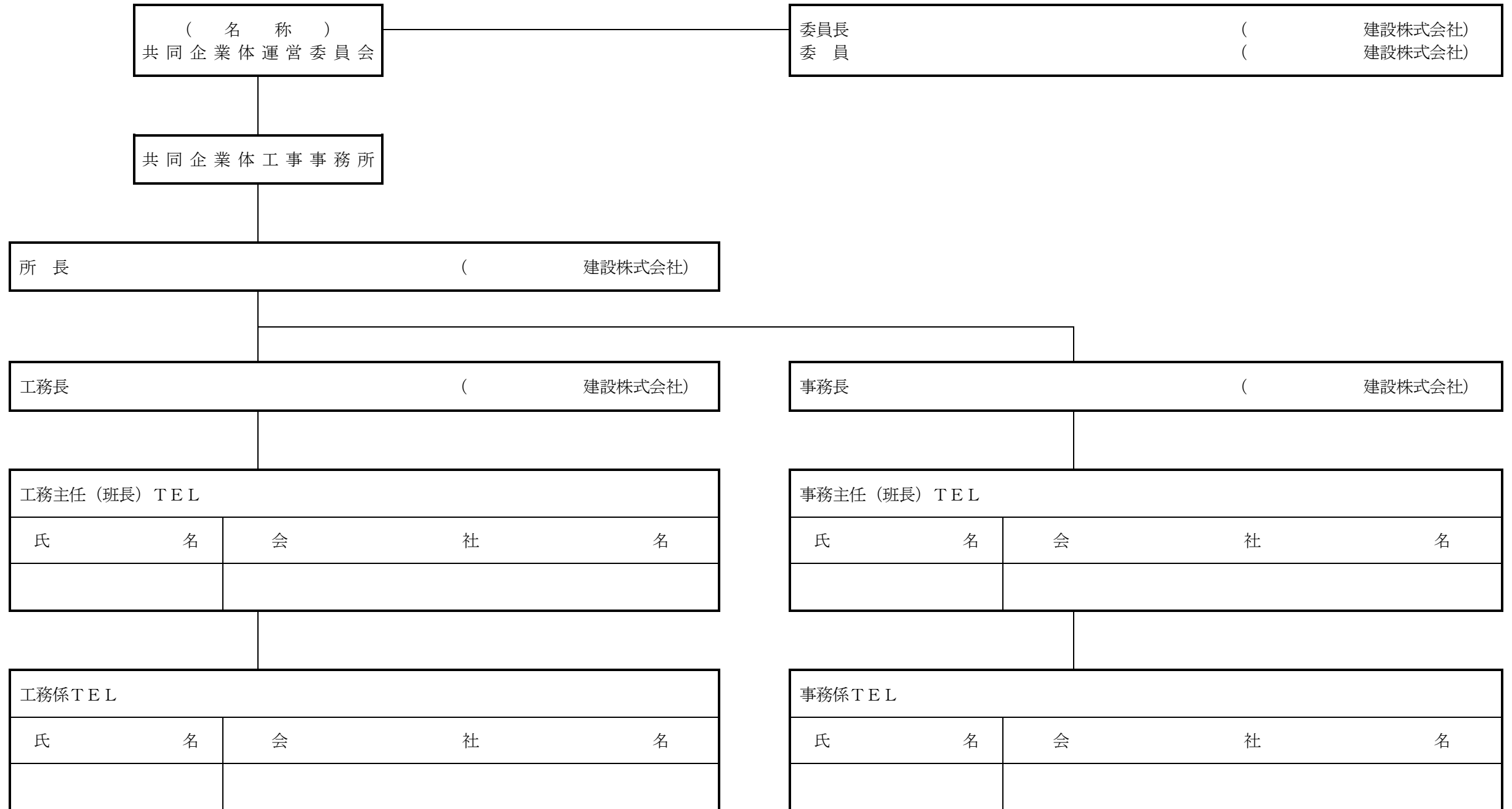
① 特定建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項に偽りがあるとき

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当したとき

4 下請契約の制限

共同企業体の個々の構成員と下請契約を締結することは禁止する。

共 同 企 業 体 編 成 表



技 術 者 等 の 名 簿

令和 年 月 日

（発注機関の長）様

共同企業体の名称

代表者 所在地
商号
代表者名

技術者等の状況について、名簿を提出します。

内容 区分	氏 名			国 家 資 格		施 工 監 督 等 の 経 験			
	所 属 会 社 名	役 職 名	氏 名	種 類	免許番号	発 注 者 名	工 事 名	請 負 代 金	経 験 内 容（工事の内容等）
技 術 者									
安全衛生責任者									
雇用管理責任者									

- （注）
- 1 技術者は、共同企業体に属する全ての技術者を記載すること。
 - 2 役職名は、共同企業体における役職名を記載すること。また、請負代金は百万円未満の額を四捨五入して、百万円単位で記載すること。
 - 3 国家資格の種類は、請負工事に対応する国家資格についてのみ記載すること。1級及び2級の資格を併せて取得している者については、1級の資格を記載すること。
また、技術士にあつては選択科目名を記載すること。
 - 4 経験は、請負工事と同種の工事過去5年以内に、技術者にあつては現場代理人、監理技術者又は主任技術者として、また安全衛生及び雇用管理責任者にあつてはその責任者として経験した工事のうち、請負代金の最も大きい工事について記載すること。